

マイナンバーとは？！

求められる安全管理措置

(有)働きがい研究所

橋敏夫 特定社会保険労務士

2015/5/21(木), 6/3(水)

13:30～16:00

福井県自治会館

個人情報保護法とマイナンバー法の違い

	個人情報保護法	マイナンバー法
対象	体系的に整理された個人情報 を5,000件以上保有する企業	すべての事業者
第三者への 情報提供	本人の同意があれば提供 可能	本人の同意があっても原則 禁止
情報の廃棄	規定なし	保存期限経過で廃棄・削除が 必要
故人の情報	保護の対象外	保護の対象
罰則	6か月以下の懲役または 30万円以下の罰金など	4年以下の懲役または 200万円以下の罰金または 併科など

* マイナンバー法は個人情報の特別法

* マイナンバー法に規定のない部分は個人情報保護法が適用となる

マイナンバーとは何ですか

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度はいつから開始されるのですか

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



マイナンバーは何の業務に使用されるのですか

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、
届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

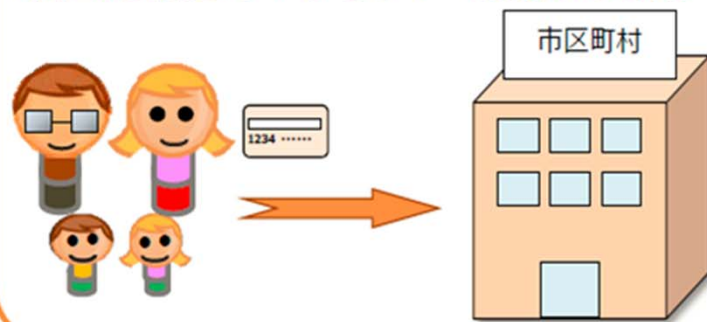
- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

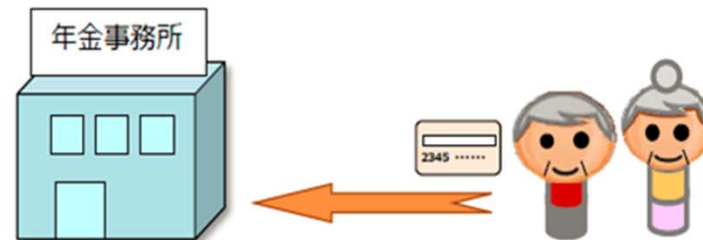
※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーが利用される場面は？

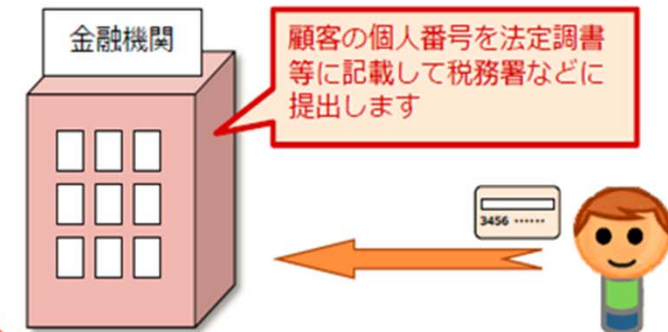
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



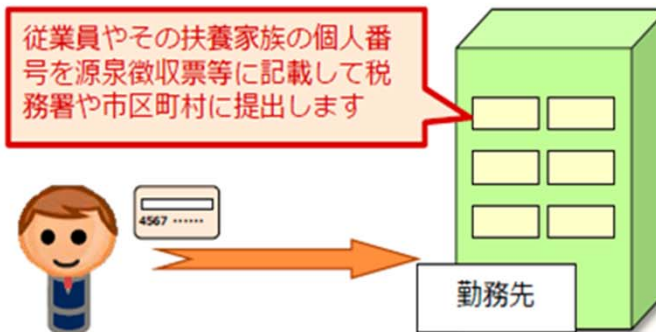
厚生年金の裁定請求の際に年金事務
所にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します



勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します



マイナンバーの利用状況については、平成29年1月からマイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)が稼動し、自分のマイナンバーを含む個人情報を、いつ、だれが、なぜ、照会し、だれが、どの情報を提供したのか確認できるようになる。また、マイ・ポータルでは、行政機関などから一人一人にあった行政サービスのお知らせも行われる予定となっている。

実施の全体スケジュール

平成27年10月 個人番号、法人番号通知開始

平成28年1月 個人番号カード交付開始(個人の申請により市町村交付)

個人番号利用開始

・雇用保険 ・国税関係(所得税、法人税、住民税、消費税など)

・国民健康保険

平成28年1月以降 既存の従業員・被扶養者分の個人番号報告(社会保険・雇用保険)

平成29年1月 個人番号利用開始

・健康保険・厚生年金保険

・国の機関間での情報連携開始

・マイ・ポータルの運用開始

2月 平成28年分の確定申告から

平成29年7月 目途 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始

平成31年以降 他省庁、民間利用などへ拡大

マイナンバーを使用する書類は？

大分類	中分類	小分類
社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ハローワーク等の事務等 に利用。 ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療その他の分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ・障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。 <u>当局の内部事務等に利用。</u>	
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。	

※上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用

雇用保険関係では？

◆平成28年1月1日提出分より記入

- 雇用保険被保険者資格取得届
- 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
- 雇用保険被保険者離職票
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書
- 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- 介護休業給付金支給申請書
- 教育訓練給付金支給申請書
- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- 日雇労働被保険者資格取得届
- 未支給失業等給付請求書 など

[illegible]

社会保険関係では？

◆ 平成29年1月1日提出分より記入。

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- 健康保険被扶養者(異動)届／国民年金第3号被保険者関係届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)／終了届
- 健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更(終了)届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届 など

The image shows a form titled "健康保険 被保険者資格取得届 (第1号被保険者用)" (Health Insurance Insurance Qualification Acquisition Form (Type 1 Insured Person Use)). The form is divided into several sections. A red circle highlights the "被保険者情報" (Insured Person Information) section, which includes fields for the insured person's name, date of birth, sex, and marital status. The form also includes sections for the employer's information, the basis for calculating the monthly contribution amount, and the start and end dates of the insurance period. The form is dated 平成29年1月1日 (January 1, 2017).

国税関係では？

- 所得税や贈与税＝平成28年分申告書(平成29年1月以降に提出(平成28年分準確定申告書は平成28年中提出分))から
- 法人税＝平成28年1月1日以降開始の事業年度申告書から
- 消費税＝平成28年1月1日以降開始の課税期間申告書から
- 相続税＝平成28年1月1日以降相続又は遺贈申告書から
- 酒税・間接諸税＝平成28年1月分申告書から
- 法定調書＝平成28年1月以降金銭等の支払等に係るものから
- 申請・届出書等＝平成28年1月以降提出から

[illegible]

利用目的の明示、番号収集と破棄

DMと間違われる？

今年、10月には市区町村から住民票の住所にマイナンバー通知カードが郵送される。

国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されない。

帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われる。

外国籍の者でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合は、マイナンバーが付番される

通知カードは、紙製のカードが予定されており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーが記載されたものとなる。

通知カードには、顔写真が入っていないため、本人確認の際には、別途顔写真が入った証明書などが必要となる。

会社から以下の点について通知しておくといよい。

- ①個人番号が通知されること
- ②家族分も含めて大切に保管すること
- ③紛失をした際の連絡先
- ④回収方法等

個人番号 〇〇〇・…・〇〇〇

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏 名 番号花子

住所 △県〇市口町1-1-1

平成 年 月 日

〒 市 区 町 丁目 番 号

〇〇株式会社
総務部長 〇〇〇

マイナンバーについて（依頼）

マイナンバーが年度28年1月より開帳されます。下記のとおり情報にご依頼しますので、ご協力ください。ご協力いただけない場合は、ご自身が関係係官に手続をしなければならなくなることがあります。

記

1. マイナンバーの連絡のお願い
平成〇〇年〇月〇日

2. マイナンバーの連絡方法
次のいずれかを〇部〇課までご郵送いただくか、コピーのご提出をお願いします
(1) 個人番号カード（住所・氏名）
(2) 通知カードと顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、資格証明書）
(3) 通知カードと顔写真なし身分証明書（健康保険証、資格証明書等）
※ (2)、(3) の場合、利用までの上記以外の身分証明書についてご不明な点 〇部〇課 担当〇〇までご確認ください。

通知カード
平成27年10月～



（※）

個人番号カード
平成28年1月～



（※）

希望者は、平成28年1月から通知カードから個人番号カードへ切り替えるカードのデザインは既のもの。

3. マイナンバーの利用目的
源泉徴収関係作成事務、健康保険・厚生年金、雇用保険・労働保険の諸手続

4. 備考

(1) 担当者が不在のとき、マイナンバーが見える状態で机上に提出しようとするとき
(2) コピーをお願いします。マイナンバーの確認ができればいい。関係し、他の一切ありません。

その他、マイナンバーについてのお問い合わせは、〇部〇課 担当〇〇まで

マイナンバーについて（依頼）

マイナンバーが年度28年1月より開帳されます。下記のとおり情報にご依頼しますので、ご協力ください。ご協力いただけない場合は、ご自身が関係係官に手続をしなければならなくなることがあります。

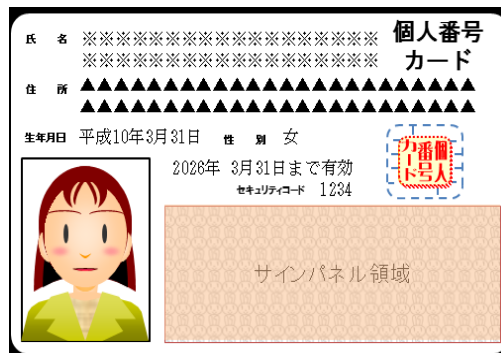
記

1. マイナンバーとは
(ア) 住民票を有する（外国人を含む）すべての人に一人一つの番号（12桁）が付与されます。
(イ) マイナンバーは一生涯変わらない番号です。大切にしてください。
(ウ) マイナンバーは正確な個人情報を得る。番号が他人に漏れないように管理しましょう。
2. マイナンバーは平成27年10月以降に各人に郵送から通知されます。
3. マイナンバーが通知されたら、明細「マイナンバーの告知および承諾書」と「マイナンバー通知書」（後述のとおり通知された書面）の提出をお願いします。提出は封筒に入れてのり付けしてください。マイナンバーは重要な個人情報ですから、会社はマイナンバーが漏れないように厳重に管理します。確認が移りましたら「マイナンバー通知書」はご本人に返却します。
4. 開帳 平成 年 月 日
5. マイナンバーは、官庁に提出する下記の書類作成で利用します
(ア) 所得税関係（事業主提出関係）
① 給与所得の源泉徴収
② 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
③ 財産形成等関係（住宅借入金等）
(イ) 健康保険・厚生年金保険の適用関係事務（事業主提出関係）
① 健康保険・厚生年金保険者資格取得届
② 健康保険・厚生年金保険者資格喪失届
(ウ) 健康保険給付関係関係事務（事業主・本人提出関係）
① 傷病手当金の支給申請
② 出産育児一時金支給申請
③ 出産手当金支給申請等
(エ) 雇用保険関係事務（事業主提出関係）
① 雇用保険被保険者資格取得届
② 雇用保険被保険者資格喪失届、氏名変更届

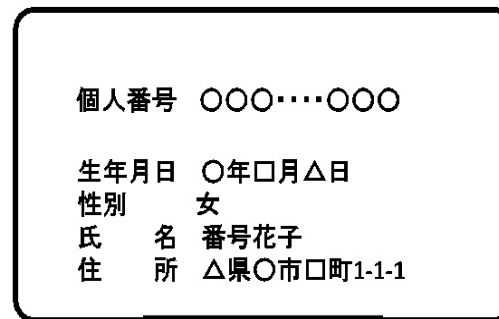
以上

本人確認は義務付けられている

①個人番号カード



②通知カード



+



pixta.jp - 7950786

③住民票(番号付)



+



pixta.jp - 7950786

マイナンバーにはどのような管理が求められますか

個人情報保護法よりも厳格な以下の保護措置が求められる

① 利用の制限

→マイナンバーを利用できる事務は特定の事務に限定されています

② 提供の制限

→マイナンバーに関係する事務処理のため、必要がある場合に限り、マイナンバーの提供を求めることができます。それ以外の目的で提供を求めてはいけません。

③ 収集・保管の制限

→目的外での収集・保管をしてはいけません。

④ 保管制限と廃棄

→事務を行う必要がなくなり、法定保存期間が経過した場合は、速やかに廃棄・削除を行わねばなりません

⑤ 安全管理措置の実施

個人番号収集時の目的通知

ガイドラインでは

「社内LANにおける通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられる。」

第〇条 [マイナンバーの通知]

マイナンバーを会社に通知するにあたり従業員は次のことを遵守して下さい。

- (1) 従業員は、入社後3日以内に会社にマイナンバーを通知しなければなりません。
- (2) 会社は、従業員に対して、身分確認のために写真付きの身分証明書（例：運転免許証等）の提示を求めることがあります。
- (3) 従業員が扶養対象家族を有し、扶養対象家族のマイナンバーを会社に通知するにあたっては、虚偽・間違いのないように確実に確認をしてください。

第〇条 [マイナンバーの利用]

会社は、従業員及び扶養対象家族のマイナンバーは、以下の手続きに利用します。

- (1) 所得税法等の税務関連の届出事務
- (2) 社会保険関係の届出事務
- (3) 労働保険関係の届出事務
- (4) 上記に付随する行政機関への届出事務

資料;3

マイナンバーの保管期間と廃棄・削除

従業員が雇用されている間は、様々な書類にマイナンバーの記載が必要なので、保管しなければならないが、退職した場合マイナンバーを長期間保管をすることは、情報漏えいや不正利用の懸念があることから廃棄が求められる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。

保存期間と廃棄 資料:4

種別	関係書類	書類例	保存期間	起算日	根拠法令
所得税	源泉徴収関係	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書等	7年	法定申告期限	国税通則法70～73条
雇用	雇用保険被保険者資格関係	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、同転勤届受理通知書、同資格喪失確認通知書、離職証明書の事業主控等	4年	完結の日	雇保則143条
	その他雇用保険関係	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届等	2年	完結の日	雇保則143条
徴収	労働保険徴収・納付関係	労働保険概算・確定保険料申告書、一括有期事業報告書等	3年	完結の日	徴収則72条
労災	徴収法を除く労災保険関係	療養補償給付たる療養の費用請求書、休業補償給付支給請求書等	3年	完結の日	労災則51条
健保 厚年	健康保険・厚生年金関係	被保険者資格取得確認、標準報酬決定通知書、標準報酬改定通知書等	2年	完結の日	健保則34条 厚年則28条

破棄の方法

- ◆ 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。
- ◆ 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。
- ◆ 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
- ◆ 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築する。
- ◆ 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後における廃棄を前提とした手続を定める。

【中小規模事業者における対応方法】

- 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

求められる安全管理措置

マイナンバーのリスクは？

マイナンバーにより個人の所得や社会保障の加入状況がすべて分かってしまいます。

従って

- ・マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われて、集約された個人情報が外部に漏えいするリスク
- ・他人のマイナンバーを用いた成りすまし等による財産上の被害を被るリスクなどが考えられます

マイナンバーが外部に漏えいした場合、罰則はありますか

- マイナンバーの取扱に関して法令違反があった場合は、特定個人情報保護委員会から勧告や是正命令が出されます
- 正当な理由なくマイナンバーを提供したり、不正な利益を図る目的でマイナンバーを提供、盗用したり、情報システムに関する秘密を漏えいした場合などには、懲役刑または罰金刑が科せられます。
- 従業員が違反行為をしたときは、法人にも罰金刑が適用されることがあります。
 - 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供
 - 4年以下の懲役または200万以下の罰金または併科
 - 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用
 - 3年以下の懲役または150万以下の罰金または併科
 - 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用
 - 3年以下の懲役または150万以下の罰金または併科
 - 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得
 - 3年以下の懲役または150万以下の罰金
 - 国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集
 - 2年以下の懲役または100万以下の罰金
 - 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用
 - 2年以下の懲役または100万以下の罰金
 - 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反
 - 2年以下の懲役または50万以下の罰金
 - 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等
 - 1年以下の懲役または50万以下の罰金
 - 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得
 - 6月以下の懲役または50万以下の罰金

求められる 安全管理措置の全体像

会社にとり問題
なのは”漏れる”
こと！



- 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 中小規模事業者(従業員数100人以下の事業者)に対しては特例が設けられている。

①基本方針の策定

◆ 基本方針に定める項目としては、次に掲げるものが挙げられる。

- 事業者の名称
- 関係法令・ガイドライン等の遵守
- 安全管理措置に関する事項
- 質問及び苦情処理の窓口等

◆ 具体的には従来のプライバシーポリシーに、番号法が求める内容を加えて見直しを行う

資料,5

特定個人情報基本方針

当社は、情報の価値を尊重し、常に情報の管理と保護の徹底に努めております。特定個人情報についてもその価値を尊重した管理と保護の重要性を十分に認識し、以下の取り組みを実施いたします。

1. 事業者の名称
株式会社〇〇〇
2. 関係法令、ガイドライン等の遵守
当社は、特定個人情報の取扱いに関する関係法令、国が定めるガイドラインその他の規範を遵守します。
3. 安全管理措置に関する組織体制の確立
当社は事業の内容および規模を考慮した特定個人情報の適正な取扱いのための組織管理体制を確立します。
4. 安全管理措置の実施
当社は、特定個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄に際しては所定の規程・規則を遵守し、適正な取扱いを実施するために十分な措置を講じます。
5. 質問および苦情処理の窓口
当社は、窓口を設置し、特定個人情報の苦情や相談に関して、適切かつ迅速に対応し、問題の解決を図るように努めます。

株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇
特定個人情報苦情および相談窓口責任者

②取扱規程等の策定

- ◆ 個人番号を取り扱う事務の範囲、事務取扱担当者の明確化を行った上で事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。
- ◆ 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。
 - ・ ① 取得する段階 ② 利用を行う段階 ③ 保存する段階 ④ 提供を行う段階
⑤ 削除・廃棄を行う段階
- ◆ 源泉徴収票等を作成する事務の場合、以下のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが求められる。
 - ・ 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法
 - ・ 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法
 - ・ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法
 - ・ 源泉徴収票等の作成方法
 - ・ 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法
 - ・ 源泉徴収票等の本人への交付方法
 - ・ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法
 - ・ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等
- ◆ 【中小規模事業者における対応方法】
 - ・ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。
 - ・ 事務取扱担当者の変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある者が確認する。

③組織的安全管理措置

◆ 組織体制の整備

- ・安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。
- ・事務における責任者の設置及び責任の明確化
- ・事務取扱担当者の明確化及びその役割の明確化
- ・事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化
- ・情報漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から責任者等への報告連絡体制
- ・特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
 - 【中小】事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましい。

◆ 取扱規程等に基づく運用

- ・取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。
- ・特定個人情報ファイルの利用・出力・削除・廃棄記録、書類・媒体等の持出しの記録など
 - 【中小】特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。

◆ 取扱状況を確認する手段の整備

- ・特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。
- ・取扱状況を確認するための記録等としては、次に掲げるものが挙げられる。
- ・特定個人情報ファイルの種類、名称、責任者、取扱部署、利用目的、削除・廃棄状況など
 - 【中小】特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存する。

◆ 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

- ・情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備する。
 - 【中小】情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業者から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておく。

◆ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

- ・特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組む。
- ・特定個人情報等の取扱状況について定期的に自主点検又は監査を実施する。
 - 【中小】責任ある立場の者が、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行う。

④人的安全管理措置

資料:6

◆ 事務取扱担当者の監督

- 特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

◆ 事務取扱担当者の教育

- 事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。
- 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業員に定期的研修等を行う。
- 特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むことが考えられる。

平成 年 月 日

特定個人情報の取扱いに関する誓約書

株式会社
代表取締役 殿

社員番号 _____
社員氏名 _____

この度、私は当社の業務を遂行するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

第1条 《特定個人情報の取扱いについての誓約》

私は、特定個人情報の取扱いに關連する法令および当社の就業規程を遵守し、業務上知り得た特定の個人情報の取扱い（以下、「特定個人情報の取扱い」という）について入念な注意を払います。また、業務上または口頭による指示の有無を問わず、当社より命ぜられた業務の範囲外において一切、使用もしくは第三者に開示、漏洩いたしません。

(1) 氏名・住所等の個人情報
(2) 個人番号を含む特定個人情報
(3) 個人番号を含む特定個人情報が入った書類、データ等

第2条 《特定個人情報の取扱いの禁止事項》

私は、特定個人情報の取扱いに關して、当社の書面による承認なくして、第1条に定める行為のほか次に定める行為を行いません。

(1) 当社より命ぜられた業務の範囲外での加工および利用
(2) 特定個人情報の複製および複製
(3) 特定個人情報の第三者への委託および提供
(4) 特定個人情報の開示および開示
(5) 特定個人情報の保管場所の移動

第3条 《特定個人情報の取扱いの記録、開示および開示》

私は、当社を退職した時、本誓約書に定められた全ての情報を速やかに返却し、もしくは当社の指示する方法によって直ちに消去、開示いたします。また、退職後の情報の取扱いに關する誓約書にも署名をします。

第4条 《特定個人情報の取扱いの記録》

私は、特定個人情報の取扱いについて、当社に對して報告する義務を負うものといたします。また、情報漏洩の発生または再発に關わった場合には速急に当社に報告いたします。

2 特定個人情報の取扱いについて、私がその作成に關わった場合であっても、当社の業務上作成したものであることを確認し、当該情報の取扱いが正当であることを確認いたします。

第5条 《損害賠償》

本誓約書の定めを違反または当社の特定個人情報の取扱いを侵害した場合は、私は、これにより当社が被った一切の損害を賠償することを約束いたします。第三者に損害が生じた場合において、当社がその損害を賠償した場合には、私は当社からの求償に応じます。

第6条 《誓約の存続》

当社を退職した場合においても、本誓約書の義務は存続するものといたします。

署名 _____ 印 _____

資料:3

第 条 [特定個人情報の管理]

従業員は番号法を遵守して、特定個人情報を厳格に取り扱わなければならない。なお、特定個人情報とは、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報を言います。

2、従業員は特定個人情報を第三者に漏洩してはなりません。

3、特定個人情報の管理については「特定個人情報管理規程」に定めます、従業員は当規程を遵守しなければなりません。

⑤物理的安全管理措置

◆ 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

- ・ 特定個人情報等の情報漏えい等防止のために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域及び取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ✓ 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限、ICカード等による入退室管理システム設置等

◆ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- ・ 管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ✓ 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体、書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

◆ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

- ・ 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。
- ✓ 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。
- 【中小】特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

◆ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

- ・ 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄し、その記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。
- ✓ 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合は焼却又は溶解等、電子媒体等を廃棄する場合は専用のデータ削除ソフトの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。
- 【中小】特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

⑥技術的安全管理措置

◆ アクセス制御

- ・ 情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。
- 【中小】特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
- 【中小】機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

◆ アクセス者の識別と認証

- ・ 特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。
- ・ 事務取扱担当者の識別方法としては、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等が考えられる。
- 【中小】特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。
- 【中小】機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい。

◆ 外部からの不正アクセス等の防止

- ・ 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。
- ・ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- ・ 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。

◆ 情報漏えい等の防止

- ・ 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。
- ・ 通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられる。
- ・ 情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられる。

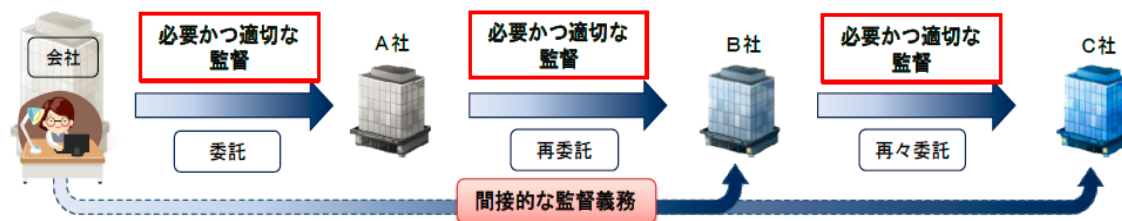
社会保険労務士、税理士などにマイナンバー事務を委託する際の注意点は？

委託先(社会保険労務士)が委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わねばなりません。



- ・委託先の適切な選定
- ・委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- ・委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

つまり、委託先(社会保険労務士)を監督する義務が発生します



- ・委託者は、委託先に対する監督だけではなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負っており、委託先等で情報漏えいなどが発生した場合には、委託者に番号法上の責任が問われることがある。
- ・委託先については、その状況確認→契約内容の見直し→報告書・証明書による確認→継続的な監督が求められる。

◆ 委託先の適切な選定

- ## ◆ 安全管理措置に係る委託先との契約締結

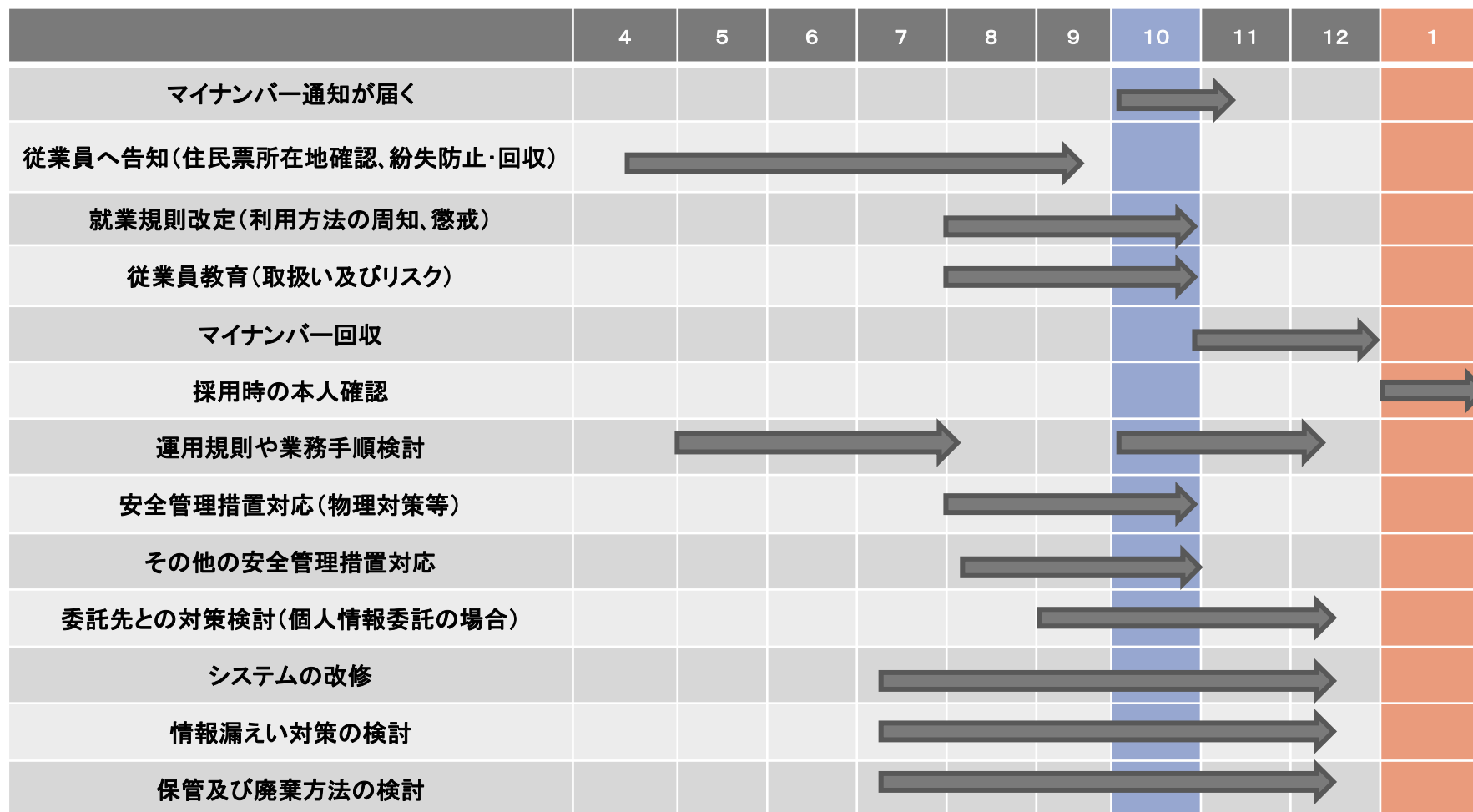
- ## ◆ 委託先のマイナンバー取り扱い状況把握

[illegible]

当事務所の安全管理体制

ビル2階、会社のドアは頑丈で、容易に侵入できないようになっている	メールはCCで送信	外部からサーバーにアクセスできないようにしてある
ドアのカギは特殊なシリンダー、コピー不可	ウイルス対策ソフト導入	個人情報情報はメールに記載しない、添付ファイルにしてパスワード
ノートPCは使用しない	メモリの口は鍵がかかる	データバックアップは外付け、特殊な金庫へ
書庫は施錠	記憶媒体は所長のみが保持	CD/DVDドライブは外付け、かつ書込不可
書類は全てシュレッダー投入	無線ランは不使用	PCへのメールを携帯に自動転送は不可
イベントログを残している	整理整頓の徹底	ファイル交換ソフトの利用は禁止
FAXは短縮未登録、電話かけてからFAX	PC廃棄時、ハードディスクを破壊	業務上不要なソフトはインストールしない
		データの送受信にパスワードをかける

まず何から手をつければいいですか？



番外

マイナンバーで
高まる不安と疑問！



先進の米国では、成りすまして詐欺事件が多発！

米国では、ソーシャルセキュリティナンバーがなければ暮らしていけない。だから逆にそれがあれば何でも出来る。犯罪者は、オカネを盗むよりもソーシャルセキュリティナンバーを盗むようになっている。ソーシャルセキュリティナンバーがあれば、その人に成りすまして、その人のオカネをそっくりもらうことができる。米国では情報漏洩による犯罪が問題化している。年間に詐欺に遭遇したのは1260万人以上いる。ソーシャルセキュリティナンバーがあれば架空の人物になることもできる。ソーシャルセキュリティナンバーで死んだことになる、なかなか生き返れない。被害額は昨年1年間で2兆円の被害が発生した。過去には5兆円の被害があった年もあった。

話は変わるが、AP通信がスッパ抜きをした時に、司法省がAP通信を探った。電話やメールを調べた。反体制派の組織の税務記録を国家権力が調べるのは普通のことだ。権力者は、調べるのが本性だからだ。捜査にあたり、便利なもの、つまりソーシャルセキュリティナンバーを使うに決まっている。

米国では、ソーシャルセキュリティナンバーということで、情報を一本化させないように取り組みが始まっている。情報管理社会の怖さがクローズアップされている。

報道するラジオ「マイナンバー制度（共通番号制度関連法案）本当に大丈夫？」から

情報漏洩って、本当に大丈夫なの？

管理職含め188人処分

著名人らの戸籍不正閲覧で 大阪市

大阪市は12日、戸籍情報システムに接続して著名人らの戸籍を不正に検索・閲覧していたとして、同日付で職員57人に対し、停職などの懲戒処分を行ったと発表した。管理職ら計131人についても監督責任を問い、訓告と口頭注意処分とした。処分者は188人に上り、「異例の規模」(人事室)となった。懲戒処分の内容は、停職3カ月3人、減給27人、戒告27人。戸籍情報に不正にアクセスした職員は62人だったが、5人は退職していたため対象にならなかった。

市によると、13人は興味本位で見たとし、閲覧された戸籍の中には橋下徹市長も含まれていた。100回以上、戸籍を閲覧した職員もいたが、第三者への提供などはなかったという。市は昨年2月の不正アクセス発覚後、調査を進めていた。(時事通信 3月12日)



個人情報流出で米韓では社会問題化

- (1) マイナンバー法案が衆議院で可決された翌日、5月10日、経済産業省は、民間企業が顧客の情報を「二次利用」する際の基本方針を示した。フェイスブックやツイッターなどの「つぶやき」から、利用者の年代や性別などを推定する分析技術は、すでに構築されている。そこに「二次利用」の指針を示し、IT戦略本部や規制改革会議などに提案することで、公共データをベースにした産業創出、成長産業へのガイドラインを策定する狙いだ。
- (2) しかし、**個人番号制を先行導入した米国、韓国では、情報流出事件が社会問題化している。**米国の社会保障番号は便利だから広がったが、その後、戦地に赴いた兵士への**「なりすまし犯罪」**が横行した。**被害件数1,170万件、損害額500億ドル(5兆円)**に達する(連邦司法省のデータ、2006~2008年)。米国で社会保障番号が導入されたのは1936年。サイバー犯罪などない時代だった。しかし、今では情報通信技術(ICT)が巨大なマーケットをつくる。**なりすまし犯罪に手を焼いた国防総省は、2012年、社会保障番号から脱退した。**軍の関係者には、独自の分野別番号(セパレートモデル)を採用させた。すなわち、年金、医療、税などそれぞれの番号を切り離し、必要な場合は住民票コードに照らし合わせて確認するシステムだ。ドイツなどもセパレートモデルを採用している。
- (3) 日本が採用するフラットモデルは、一つの個人番号がマスターキーとなり、共通番号として官民で多目的利用する方式だ。米国以外に韓国などが採用し、すでに個人情報の流出が相次いでいる。**韓国の個人情報流出事件は、被害者はここ数年だけで累計延べ1億人を超える。韓国総人口(5千万人)の倍以上の被害者**がいることになる。個人情報とは、民間企業からすれば美味しくてしかたがない情報だが、マイ・ポータル制では、ネット上で拡散していく可能性もある。マイ・ポータル制とは、インターネットで自分専用のページに接続すれば、保険料の納付状況、給与・報酬情報を見られる制度だ。韓国が1968年に共通番号制を採用したのは、特別な事情があった。その年1月、北朝鮮の特殊部隊による朴正熙・大統領(当時)暗殺未遂事件が発生した。同年11月、スパイ識別を目的に住民登録証を発行し、すべての国民に識別番号が付与された。当時は北のほうが経済力で優っていた。南側に危機意識が強く、国民の間に不安があって反発はなく、番号制度も人権問題にならなかった。この制度は、冷戦時代の遺産なのだ。住民登録制度は、1970年に法制化した。カードに顔写真、氏名、住所が載り、番号を参照すれば生年月日、出身地、その他の情報も把握できる。しかし、1980年代に民主化が進み、人権の観点から批判の声が高まった。1990年代から2000年代に入ると、IT技術の向上とネット空間の拡大で、個人情報の取り扱いをめぐる社会問題化する。住民登録番号を保有する公的機関や企業が多いことから、ハッキングが簡単にでき、流出する際のリスクが格段に高まったのだ。今年2月、改正情報通信網法が施行され、インターネット上で住民登録番号を収集、利用することが全面的に禁止された。利用者の住民登録番号を保有している企業は、2年以内に住民登録番号の情報すべてを破棄することが定められた。ただ、金融機関だけは「業務の特性上」除外されている。
- (4) **マイナンバー制は、個人情報という巨大な市場を成長産業に位置づけ、かつ、その情報を政府も管理できる。統治する側にとっては、一石二鳥、いや一石三鳥にもなるウルトラC策に化けうる。**

施行から、米国では77年、韓国では51年たって問題が浮上してきた。日本では、長くて10年、早ければ7~8年で弊害が浮き彫りになるだろう。

【白石孝・プライバシー・アクション代表】口本誌取材班「個人情報流出で米韓では社会問題化 ～IT利権か公共事業か～」(「週刊金曜日」2013年6月7日号)

税・保険料の摘発ゾロゾロ！

■ 活保護の不正受給者摘発！

- ・生活保護を受けながらエステ通い

■ 労働保険料のゴマカシ

- ・人件費を過小申告(パートの人件費を抜いてしまう)

■ 助成金の不正受給

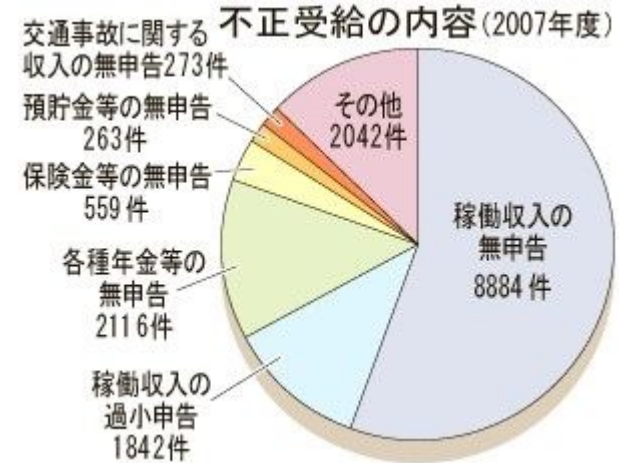
- ・実際には休業していないのに、助成金をもらう
- ・既に働いているのに特定雇用開発助成金をもらう

■ 年金の不正受給

- ・フルタイム勤務なのに社会保険に入らず年金を満額受給

■ 会計検査院調査で社会保険料倒産も

■ パートの社会保険加入チェックが厳しくなる？



税・保険料の摘発ゾロゾロ！

■ 会社の内緒で風俗嬢！

- ・マイナンバーを提出するから速攻でばれる！
- ・当然、異常な定収入であれば調査される

■ 副業が会社にバレる？

- ・就業規則では兼業禁止の規定があり、最悪解雇？
- ・5万円ずつ3カ所で勤務、無申告が...
- ・2ヶ所勤務、社保には1ヶ所しか届出せず
- ・配偶者、収入があるのに“無”で届出、家族手当は返還に

■ 失業手当の不正受給

- ・離職票にマイナンバーを記載するから安定所にはバレバレ！



他にもいろいろ、ゾロゾロ！



■ 反社会的勢力との接点が明らかに

- ・会社番号⇔預金口座、反社会的勢力の関係先なのか明白

■ 年齢や名前を詐称して仕事をしていると……

- ・マイナンバーでアルバイトの採用時にも身分確認が厳しく
- ・犯罪者が逃亡しながら身分を隠し、仕事をするのは不可能！

■ 預金封鎖の布石か？

- ・今のうちに現物資産化すべきか？

■ ごまかして扶養家族にしてあるが…



マイナンバー導入 泣き笑い番付

妙に預金が多い人は誰かな？

どこに逃げてもダメだぞ

年金未納の奴はどこだ！

助成金の不正受給みつけた

労災保険料がちょっとおかしくない？

笑う人			
さあ捕まえるぞ		ビジネスチャンスだ	
横綱	国税庁	横綱	オレオレ詐欺
大関	警察庁	大関	オンライン銀行詐欺
関脇	年金機構	関脇	日本郵政
小結	職安	小結	ウイルス対策ソフト会社
前頭	労基署	前頭	金庫の会社

さあ、お金持ちの老人はどこかな？

中国人「さあ日本人のカネを奪うぞ」

書留にどんどん切り替わって増収へ

もうウハウハですわ

タンス預金増加で「これ以上生産できませんわ」

年金保険料なんて払えないよ…

情報セキュリティとか負担大き過ぎ

どうしよう？顧客が監督に来るって…

年末調整のデータが漏れちゃって…

給与計算パソコンを電車に置き忘れ…

泣く人			
負担がきつい		バレちゃって	
横綱	零細企業	横綱	将軍様
大関	中小企業	大関	ストーカーに追われる女性
関脇	未対応社労士	関脇	生活保護の女性
小結	税理士	小結	風俗嬢
前頭	給与計算会社	前頭	銀行

隠し預金封鎖で「テポドンの開発資金が…」

逃げても逃げてもストーカーが…

エステ通いがバレバレに

お店に本名なんて言えますか？

暴力団との関係が発覚。頭取辞任

マイナンバー川柳

✓ マイナンバー 待ってました! とオレオレ

(詐欺グループ)

✓ マイナンバー 今のうちに と店を閉め

(零細社労士事務所)

✓ 風俗嬢 色即是空の 意味知らず

(申告無視の子)



北見昌朗 作

安全管理はバッチリ！

ご意見、ご感想、お問い合わせは

TEL ; 0776 (57) 1380

FAX ; 0776 (57) 1370

は し は た ら き が い

MAIL;hashi@hatarakigai.co.jp

H P ;

検索

クリック！



●●●●お客様の会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

賃金(福井県の賃金相場)・退職金、就業規則、社員研修

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階

(福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201)